

その他報告事項

医学部の臨時定員(緊急医師確保枠)
について

1. 奈良県の医学部臨時定員（緊急医師確保枠）の経緯

- ▶ 本県では平成20年度から国の医学部臨時定員枠の増員の方針を活用し、医学部の定員を増員してきた。（H20年度、H21年度5名 H22年度から15名）
- ▶ 当該増員分については、医科大学では卒後に特定の地域や診療を行うことを条件とした選抜枠を設置。県では当該枠での入学者に対し、卒業後貸与期間の1.5倍の期間（臨床研修期間を含む）、知事が指定する医師が不足する医療機関等で医師業務に従事することにより債務を免除する「緊急医師確保修学資金制度」を設置
- ▶ また、奈良医大と共同で、卒業後の医師がキャリア形成をしつつ地域医療に従事する仕組みを構築し、運用を行ってきた。

(1) 本県の医学部臨時定員の経緯

入学年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
医大	5	5	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
近大			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	5	5	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15

都道府県ごとに5名までの暫定的な増員

根拠：緊急医師確保対策
 対象年度：H20年度～29年度
 規模：全国189人増員
 県の対応：緊急医師確保修学資金制度創設（H20年度から貸与開始）貸与枠5名設置

都道府県ごとに15名（プラス10名）までの暫定的な増員

根拠：・経済財政改革の基本方針2009
 ・新成長戦略
 ・医療従事者の需給に関する検討会（第1次中間取りまとめ）
 対象年度：H22年度～H31年度 規模：全国360人増員
 県の対応：緊急医師確保修学資金制度改正（近大医学部追加）貸与枠増 5名→15名

15名の暫定的な増員を維持

根拠：医療従事者の需給に関する検討会（第1次～第3次中間取りまとめ）等
 対象年度：令和2年～5年度

R6年度の15名の暫定的な増員を維持
 根拠：令和6年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）
 「R元年度の医学部総定員数を上限とする。」

(2) 令和6年度における本県の臨時定員枠及び地域枠※の現状

奈良県立医科大学（定員113名）

收容定員の種別

恒久定員 100名

臨時定員 13名

地域枠等の種別

一般枠 75名

地元出身者枠25名

緊急医師確保枠※ 13名

近畿大学医学部（定員112名）

收容定員の種別

恒久定員 95名

臨時定員 17名

地域枠等の種別

一般枠 95名

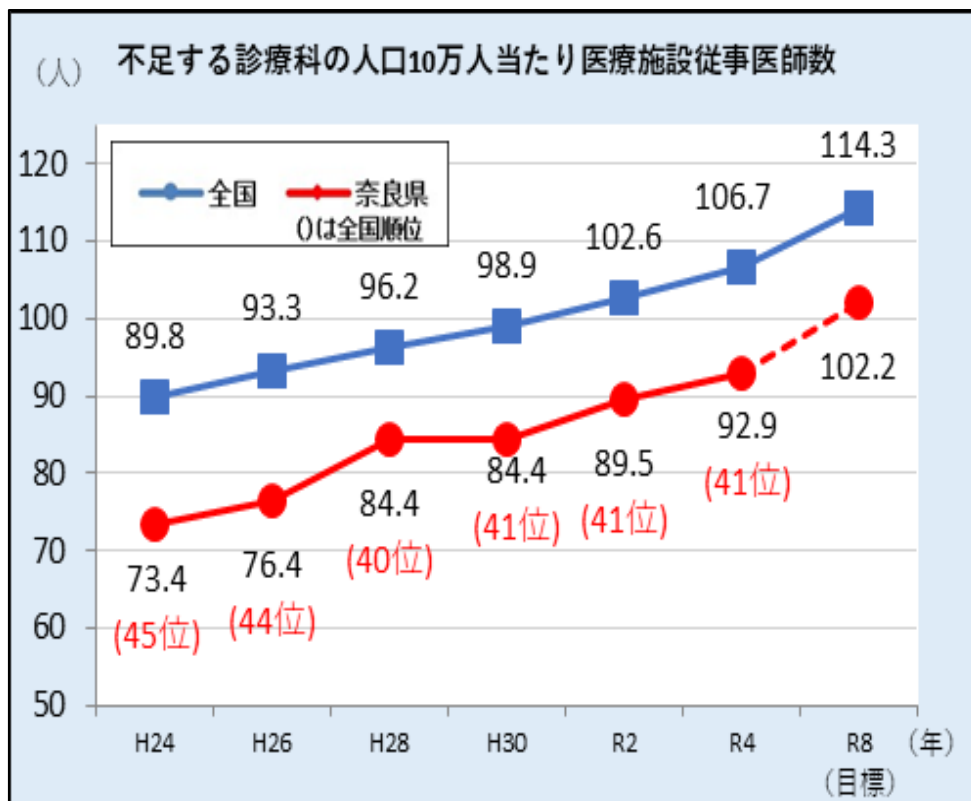
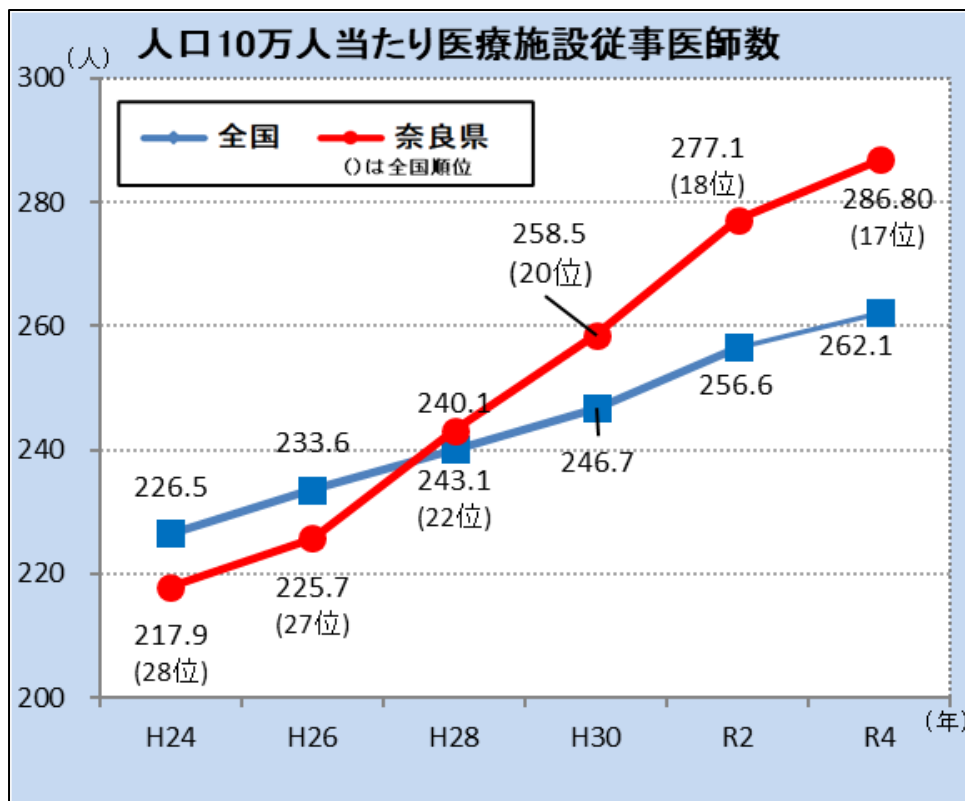
各県※地域枠※ 17名

※各県地域枠：奈良県2名（緊急医師確保枠）、大阪府3名、和歌山県2名、静岡県10名

※**地域枠**：大学が、卒後に特定の地域や診療を行うことを条件とした選抜枠を設け、他の入学者と区別して選抜を行う仕組み（国の定義）
 本県では、この地域枠に対して「緊急医師確保修学資金」を貸与

2. 医師の偏在について

- ・10万人あたりの医師数は平成28年度に全国平均を超過
- ・呼吸器内科・腎臓内科・糖尿病内科・精神科・呼吸器外科・小児外科・産婦人科等は全国平均を下回る状況(「医師・歯科医師・薬剤師調査」参照)
- 診療科偏在、へき地をはじめとする地域偏在は解消されない状況



3. 緊急医師確保枠等の配置状況(令和6年5月末)

(単位:人)

診療科	区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小児科	緊急 医師確保						2	2	3	5	5	6	9	9	9
	小計	0	2	2	2	2	5	6	5	6	6	7	10	12	13
	緊急 医師確保		2	2	2	2	3	4	2	1	1	1	1	3	4
産婦人科	緊急 医師確保						1	2	4	5	6	6	10	7	6
	小計	1	2	3	6	6	6	7	9	10	9	8	12	9	7
	緊急 医師確保	1	1	1	1	1		1	1	1	2	2	2	1	1
麻酔科	緊急 医師確保									3	3	4	4	3	6
	小計	1	1	1	1	1	0	2	5	6	6	9	10	7	5
	緊急 医師確保				2	2	2	1	1	3	2	3	3	2	1
救急科	緊急 医師確保												1	2	2
	小計	0	0	0	2	2	2	1	4	6	6	7	6	8	7
	緊急 医師確保												1	1	1
外科	緊急 医師確保														
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	3	6
	緊急 医師確保								2	4	6	6	7	10	12
総合診療科	緊急 医師確保		1	1	1				1	1	1	0	1	1	1
	小計	0	1	1	1	0	0	0	3	5	7	6	8	11	13
	緊急 医師確保								1	5	9	12	16	20	21
総合内科分	緊急 医師確保								1	1	3	4	6	7	7
	小計	0	0	0	0	0	0	0	2	6	12	16	22	27	28
	緊急 医師確保									3	4	4	8	7	7
児童精神分	緊急 医師確保												0	1	1
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	4	8	8	8
	緊急 医師確保				1	1	1			1	1	1	1	2	2
へき地	緊急 医師確保														0
	小計	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	2	2
	緊急 医師確保	0	0	0	0	0	3	6	18	31	39	47	64	69	72
合計	緊急 医師確保	2	6	8	13	12	10	11	11	12	12	13	16	18	17
	小計	2	6	8	13	12	13	17	29	43	51	60	80	87	89

・今年度は緊急医師確保枠及び医師確保枠で計(臨床研修中の者を含む)113名を県内の公立・公的病院等に配置

・令和15年度まで毎年100名以上が勤務予定で、診療科間及び地域間の偏在解消に向けて地域医療に大きく貢献

※ 義務停止中の者は含まれない

※ なお、R6の臨床研修中の者は24名(緊急24名)

4. 令和7年度の地域枠(緊急医師確保枠)について

- ・令和6年3月6日、奈良県地域医療対策協議会でも地域枠(緊急医師確保枠)15名維持の必要性について御意見をいただいた。
- ・令和6年4月26日、厚生労働省の検討会(第4回医師養成課程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会)では、今後の医師需給を見据え、医学部の総定員を抑制し、都道府県間の偏在解消のため、医師多数県の臨時定員を削減し、医師少数県に配分し、令和7年度は医師多数県の臨時定員が一律2割削減する方針が示された。
- ・令和6年7月30日、上記方針を踏まえ、厚生労働省から令和7年度の本県の臨時定員数が12名(15名から3名減)と内示があった。
- ・本県としては、医師の偏在解消、働き方改革による地域医療の影響等を踏まえ、卒業後に医師が不足する地域や診療科で働き続ける緊急医師確保枠が今後も必要と考えている。
- ・また、厚労省は、医師の偏在等を踏まえ、地域医療に必要な医師の安定的確保に恒久定員内の緊急医師確保枠の設置が効果があると推奨している。
- ・現在、緊急医師確保枠を設置している奈良県立医科大学及び近畿大学と令和7年度の緊急医師確保枠について協議しており、次回以降の奈良県地域医療対策協議会で経過を改めて報告させていただきたい。